

# 河津川非出資漁業協同組合内共第3号 (第5種共同漁業遊漁規則)



## (目的)

第1条 この規則は、河津川非出資漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第3号に係る漁業の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、にじます、うなぎ、うぐい、おいかわ、もくずかに）の採捕（以下「遊漁」という。）について、制限事項を定めることを目的とする。

## (遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

## (遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。

| ア. 魚 種             | イ. 漁業の方法                           | ウ. 規模等                                      | エ. 区 域             | オ. 期 間                              |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------|
| あ ゆ                | 友 釣                                | 針は、イカリ1<br>段4本以内、チ<br>ラシ3本以内<br>(疑似おとり使用禁止) | 全 区 域              | 6月1日以降組合が定め、<br>公示する日から<br>12月31日まで |
|                    | 餌 釣                                | 針1本<br>(アミ、赤虫の使用禁止)                         | 峰小橋から下流<br>河津橋から上流 | 6月1日以降組合が定め、<br>公示する日から12月31<br>日まで |
|                    | どぶ釣<br>(石川釣り)                      | 針3本以内                                       | 全 区 域              | 6月1日以降組合が定め、<br>公示する日から12月31<br>日まで |
| あまご<br>にじます<br>うぐい | ルアー釣<br>フライ釣<br>和式毛針釣(テンカラ)<br>餌 釣 | 針1本<br>針1本<br>針1本<br>針1本                    | 全 区 域              | 3月1日から<br>10月31日まで                  |
| おいかわ               | 餌 釣                                | 針1本                                         | 来宮橋から<br>下流        | 7月20日から<br>2月末日まで                   |
| うなぎ                | 餌 釣<br>もじり                         | 針1本<br>口径12cm以内                             | 全 区 域              | 3月1日から<br>9月30日まで                   |
| もくずかに              | もじり                                | 一人3籠以内                                      | 全 区 域              | 10月1日から<br>2月末日まで                   |

2. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄の魚種について、ウ欄の期間中遊漁をしてはならない。

| ア. 区 域       | イ. 魚 種       | ウ. 期 間         |
|--------------|--------------|----------------|
| 豊泉橋上流端から河口まで | もくずかにを除く他の魚種 | 10月11日から12月31日 |

(全長制限)

3. 第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁について、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄区域内及びオ欄の期間内に限り行うことができる。

| ア 魚 種 | イ 漁業の方法            | ウ 規模等               | エ 区域            | オ 期間            |
|-------|--------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| あ ゆ   | ルアー釣<br>(疑似バリ釣り含む) | 針はイカリ4本<br>以内 チラシ3本 | 組合が定め公示<br>する区域 | 組合が定め公示<br>する期間 |

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。(釣り大会等のための遊漁の制限)

| 魚 種   | 大 き さ (全長) |
|-------|------------|
| あ ま ご | 12cm以下     |
| う な ぎ | 13cm以下     |
| にじます  | 13cm以下     |
| もくずかに | 甲長5cm以下    |

- 第5条 組合が釣り大会等を開催する為に、一定の区域において遊漁を制限した場合は、これに従わなくてはならない。

- 前項の大会等は、年2回以内とする。
- 組合は、第1項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
- 前項の公示は、伊豆新聞に公示するものとする。



(遊漁料の額、及び納付の額)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場合において納付するときの遊漁料は、次表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を付加して得た額とする。

| 魚 種                | 区 域 | 漁 具 漁 法                              | 遊 漁 料   |        |
|--------------------|-----|--------------------------------------|---------|--------|
|                    |     |                                      | 1日(日釣券) | 1年(年券) |
| あ ゆ                | 全区域 | 友 釣<br>ど ぶ 釣(石川釣)<br>餌 釣<br>ルアー 釣    | 1,000円  | 6,000円 |
| あまご<br>にじます<br>うぐい | 全区域 | ルアー 釣<br>フライ 釣<br>和式毛針釣(テンカラ)<br>餌 釣 | 1,000円  |        |
| うなぎ                | 全区域 | 餌 釣<br>も じ り                         | 1,000円  |        |
| おいかわ               | 全区域 | 餌 釣                                  | 1,000円  |        |
| もくずかに              | 全区域 | も じ り                                | 1,000円  |        |

2. 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の相当欄のとおりとする。

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 中 学 生 以 下   | 無 料                  |
| 肢 体 不 自 由 者 | 第1項に規定する額の2分の1に相当する額 |

3. 第5条に基づく大会の遊漁料は、第1項、第2項にかかわらず次表のとおりとする。

| 大会名     | 大人(高校生を含む) | 小中学生   | 肢体不自由者 |
|---------|------------|--------|--------|
| あゆ釣大会   | 3,000円     | 1,000円 | 1,500円 |
| にじます釣大会 | 3,000円     | 1,000円 | 1,500円 |
| あまご釣大会  | 3,000円     | 1,000円 | 1,500円 |

4. 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 河津川非出資漁業協同組合(河津町峰731)
- (2) 河津釣り具店(河津町谷津426・3)
- (3) ファミリーマート河津店(河津町笹原72・10)



- (4) こさわや商店（河津町川津筏場 1019-2）
- (5) そば処「時盛」（河津町峰 465）
- (6) 民宿かごや（河津町下佐ヶ野 51-5）
- (7) フライショップ元木屋（河津町湯ヶ野 136-5）
- (8) 出会茶屋（河津町梨本 382）
- (9) 河津七滝オートキャンプ場（河津町梨本 470-1）
- (10) オンラインショップ「つりチケ」
- (11) 河津オートキャンプ場（河津町川津筏場 555）

（遊漁証に関する事項）

第7条 組合は第6条（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務に該当する条項）の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2. 日券の記載事項

- (1) 承認期日
- (2) 魚種
- (3) 遊漁料の額
- (4) 注意事項
- (5) その他参考となるべき事項
- (6) 発行者名

3. 年券の記載事項

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

4. 遊漁承認証の交付は、前条第6条に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする

5. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第8条 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁証を携帯しなくてはならない。

2. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは遊漁証を提示しなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

4. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5. 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

- (1) 豊泉橋上流端より河口までの区域。ただし、10月11日より12月31日までの間。



(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、平成26年1月1日より施行する。

(附則)

この規則の変更は、平成27年6月22日より施行する。

(附則)

この規則の変更は、令和6年1月1日より施行する。

この規則は令和7年5月23日より施行する。

